



2022年3月25日

会 社 名 株式会社グラファイトデザイン 代表者名 代表取締役社長 山田 拓郎 (JASDAQ コード番号 7847) 問合せ先 常務取締役管理部部長 窪田 悟 (TEL. 0494-62-2800)

定款一部変更及び役員改選に関するお知らせ

当社は、2022年3月25日開催の取締役会において、第33回定時株主総会にて付議する定款一部変更及び役員候補者について内定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 定款一部変更について

(1) 定款変更の理由

- A. 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - (a)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - (b)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令に定める範囲に限定することができるようにするため、第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - (c)株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (d)上記新設及び削除される規程の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- B. その他、会社法の規定に則った条文の修正、法令規程の表現に合わせた文章の整備、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

(2)変更内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条から第8条	第1条から第8条
(条文省略)	(現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条	第9条
当会社は、株主名簿管理人を置く。	当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、	2. 株主名簿管理人 <u>及び</u> その事務取扱場所は、取
取締役会の決議によって選定し、公告する。	締役会の決議によって選定し、公告する。

現行定款	変更案
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第 10 条	第 10 条
株主名簿および新株予約権原簿への記載または	株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記
記録、その他株式または新株予約権に関する取	録、その他株式または新株予約権に関する取扱
扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての	い <u>及び</u> 手数料、株主の権利行使に際しての手続
手続等については、法令または定款に定めるも	等については、法令または定款に定めるものの
ののほか、取締役会において定める株式取扱規	ほか、取締役会において定める株式取扱規則に
則による。 第 11 条から第 12 条	よる。 第 11 条から第 12 条
(条文省略)	(現行どおり)
(招集権者および議長)	(招集権者 <u>及び</u> 議長)
第 13 条	第 13 条(招集権者 <u>及び</u> 議長)
(条文省略)	(現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示と	削除
みなし提供)	
第14条	
当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に	
記載または表示すべき事項に係る情報を、法務	
省令に定めるところに従いインターネットを利	
用する方法で開示することにより、株主に対し	
て提供したものとみなすことができる。	
(新設)	(電子提供措置等)
(/// (1.2.)	第 14 条
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考
	書類等の内容である情報について電子提供措置
	<u>をとる。</u>
	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法
	務省令で定めるものの全部または一部につい
	て、議決権の基準日までに書面交付請求をした
	株主に対して交付する書面に記載することを要 しないものとする。
第 15 条から第 16 条	第 15 条から第 16 条
(条文省略)	(現行どおり)
(議事録)	(議事録)
第 17 条	第17条
株主総会の議事録は、議事の経過の要領および	株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びそ
その結果並びにその他法令に定める事項を議事	の結果並びにその他法令に定める事項を議事録
録に記載または記録する。	に記載または記録する。
2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日か	2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日か
ら10年間本店に備え置き、その謄本を5年間	ら10年間本店に備え置き、その謄本を5年間
支店に備え置く。	支店に備え置く。
第 18 条から第 22 条 (条文省略)	第 18 条から第 22 条 (現行どおり)
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者及び議長)
第23条	第 23 条
(条文省略)	(現行どおり)
第 24 条(取締役会の招集通知)	第24条(取締役会の招集通知)
取締役会の招集通知は、各取締役および各監査	取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役
役に対し会日の3日前までに発するものとす	に対し会日の3日前までに発するものとする。
る。ただし、緊急の必要があるときは、この期間	ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短
を短縮することができる。	縮することができる。

現行定款	変更案
第 25 条	第 25 条
(条文省略)	(現行どおり)
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役 <u>及び</u> 役付取締役)
第 26 条	第 26 条
当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役	当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役
を選定する。	を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執	2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執
行する。	行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1	3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1
名を選定し、取締役会長1名および取締役副社	名を選定し、取締役会長1名 <u>及び</u> 取締役副社長、
長、取締役専務、常務取締役各若干名を選定する	専務取締役、常務取締役各若干名を選定するこ
ことができる。	とができる。
第 27 条	第 27 条
(条文省略)	(現行どおり)
(取締役会の議事録)	(取締役会の議事録)
第 28 条	第 28 条
取締役会における議事の経過の要領およびその	取締役会における議事の経過の要領及びその結
結果並びにその他法令で定める事項は、議事録	果並びにその他法令で定める事項は、議事録に
に記載または記録し、出席した取締役および監	記載または記録し、出席した取締役及び監査役
査役がこれに記名押印または電子署名する。	がこれに記名押印または電子署名する。
2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置	2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置
	ζ.
第 29 条から第 30 条	第29条から第30条
(条文省略)	(現行どおり)
(取締役の責任免除) 第 31 条	(取締役の責任免除 <u>及び責任限定契約</u>) 第 31 条
(条文省略)	50 元 (現行どおり)
(監査役および監査役会の設置)	(監査役及び監査役会の設置)
第32条	第32条
当会社は、監査役および監査役会を置く。	当会社は、監査役及び監査役会を置く。
第33条から第38条	第33条から第38条
(条文省略)	(現行どおり)
(監査役会の議事録)	(監査役会の議事録)
第 39 条	第 39 条
監査役会における議事の経過の要領およびその	監査役会における議事の経過の要領及びその結
結果並びにその他法令で定める事項は、議事録	果並びにその他法令で定める事項は、議事録に
に記載または記録し、出席した監査役がこれに	記載または記録し、出席した監査役がこれに記
記名押印または電子署名する。	名押印または電子署名する。
第 40 条から第 41 条	第 40 条から第 41 条
(条文省略)	(現行どおり)
(監査役の責任免除)	(監査役の責任免除及び責任限定契約)
第 42 条	第 42 条
(条文省略)	(現行どおり)
第 43 条から第 46 条	第43条から第46条
(条文省略)	(現行どおり)

(会計監査人の責任免除及び責任限定契約) (会計監査人の責任免除) 第 47 条 第 47 条 当会社は会計監査人との間で、会社法第 423 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 第1項の賠償責任について法令に定める要件に 取締役会決議をもって、会社法第 423 条第1項 の会計監査人(会計監査人であった者を含む。) 該当する場合には賠償責任を限定する契約を締 結することができる。ただし、当該契約に基づく の責任を法令の限度内において免除することが 賠償責任の限度額は、金3,000万円以上であら できる。 かじめ定めた額と法定の定める最低責任限度額 2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定によ 会計監査人との間に会社法第 423 条第1項 とのいずれか高い額とする。 の賠償責任を限定する契約を締結できる。ただ し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令 が規定する額とする。 第48条から第50条 第48条から第50条 (現行どおり) (条文省略) (期末配当金等の除斥期間) (期末配当金等の除斥期間) 第51条 第51条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日か から満3年を経過しても受領されないときは、 ら満3年を経過しても受領されないときは、当 当会社はその支払義務を免れる。 会社はその支払義務を免れる。 2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息 2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息を をつけない。 つけない。 (新設) 附則 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第1条 定款第14条(株主総会参考書類等のイン ターネット開示とみなし提供)の削除及び変更定 款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月 1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日か ら 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会 については、現行定款第14条(株主総会参考書類 等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効 力を有する。 3 本条は、2022年9月1日から6か月を経過 した日又は前項の株主総会日から 3 か月を経過 した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2.2022年5月下旬開催予定の第33回定時株主総会に提案

(1)社内取締役候補者

やまだ たくろう きもと ゆうじ まっだ きょし くぼた さとる まっもと けいぞう たかす じゅん 山田 拓郎、木本 裕二、松田 喜良、窪田 悟、松本 敬三、高須 淳 (以上6名重任)

(2) 社外取締役

和田 壮司 (7 年)、徳山 秀明 (1 年) (以上 2 名 重任)

以上